

## 利用単位・料金表

(a) 基本サービスの利用単位

要支援 1・事業対象者	要支援 2
1, 672 単位	3, 428 単位

(b) 選択的サービスの利用単位

※ 選択的サービスを利用される場合には、それぞれ以下の単位が上記に加算されます。

サービスの種類	運動器機能向上 サービス	栄養改善 サービス	口腔機能向上 サービス
	225 単位	200 単位	150 単位

(c) サービス提供体制による加算（介護福祉士によるサービスの向上）

サービスの種類	要支援 1・事業対象者	要支援 2
サービス提供体制 強化加算〈I〉	88 単位	176 単位

(d) 介護職員処遇改善加算〈I〉、介護職員等特定処遇改善加算〈I〉、介護職員等ベースアップ等支援加算

サービスの種類	要支援 1・事業対象者・要支援 2	加算の内容
介護職員処遇 改善加算〈I〉	5.9%	利用された提供単位数×5.9%×介護保険負担割合証に記載されている割合が利用者様負担(支給限度額管理の対象外)
介護職員等特定 処遇改善加算 〈I〉	1.2%	利用された提供単位数×1.2%×介護保険負担割合証に記載されている割合が利用者様負担(支給限度額管理の対象外)
介護職員等ベー スアップ等支援 加算	1.1%	利用された提供単位数×1.1%×介護保険負担割合証に記載されている割合が利用者様負担(支給限度額管理の対象外)

- ※ 単位数単価は、各単位数に 10.14 円を乗じた金額となります。また、サービスを利用される方の利用者負担は、介護保険負担割合証に記載されている割合となります。
- ※ 介護給付費体系の変更があった場合には、単位数・料金は変更されます。

(e) 介護保険の給付の対象とならないサービスの利用料金

食 費	<p>昼食代 : 550 円 (おやつ代含む)</p> <p>行事食 : 1,100 円 ~</p> <p>* 午前 10 時以降にお休みの連絡をいただいた場合は、キャンセル料として上記費用をいただきます。</p> <p>* レクリエーション活動の一環として昼食を作る場合は、材料代実費が必要となります。</p>
そ の 他 実 費 ( 自 己 負 担 金 )	<p>レクリエーション・手芸・趣味活動等にかかった材料代実費 事業所で用意してある紙おしめ等を使用された場合の実費 (紙パンツ M 1 枚 67 円、L 1 枚 75 円、LL 1 枚 84 円、パット 小 1 枚 22 円、大 1 枚 39 円、紙おしめ M 1 枚 77 円、L 1 枚 89 円)</p> <p>写真代(デジカメプリント L 判 1 枚 50 円、LL 判 110 円、 A4 判 210 円)</p> <p>喫茶代(コーヒー・紅茶・ジュース等各 60~110 円)</p> <p>衛生器具代(歯ブラシ 110 円、保湿クリーム 220 円)</p> <p>口座振替手数料(55 円)</p>
特 別 な 場 合 に 別 途 必 要 と さ れ る 料 金	<p>事業所の実施地域以外の地域に居住される方への送迎サービスについては、以下の料金が必要です。</p> <p>1, 実施地域を越えて片道 5 k m 未満 1 回につき 400 円</p> <p>2, 実施地域を越えて片道 5 k m 以上 1 回につき 500 円</p> <p>※ 通常の事業の実施地域は、岡山市(南区旧灘崎町・南区藤田、興除・芳泉・福浜・福南・芳田中学校区)の区域です。</p>

- \* 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。
- \* 上記(a), (b), (c), (d), (e) の料金・費用は 1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、現金または口座振替にてお支払いください。